

令和 6 年 5 月 24 日

市内介護保険事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

## 令和 6 年度報酬改定における減算事項についての注意喚起

日頃から、本市介護保険事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度報酬改定において、「高齢者虐待防止措置未実施減算」及び「業務継続計画未実施減算」(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)が創設されました。

いずれの減算についても、該当すると全利用者が減算となり、返還額も多額になりますので、以下の点に留意のうえ、適切なサービス提供をお願いします。

### 記

#### 1 高齢者虐待防止措置未実施減算 (居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)

##### (1) 趣旨

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬が減算されるものです。福祉用具貸与については、そのサービス提供の様態が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間が設けられました。

##### (2) 算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の全ての措置が講じられていない場合、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算します。

虐待の発生又はその再発を防止するための措置
ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
イ 虐待の防止のための指針を整備すること。
ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(施設・ <b>居住</b> 系サービス:年 2 回以上、その他のサービス:年 1 回以上)に実施すること。 <b>※ただし、居住系サービスは基準上年 2 回以上の研修実施が必要です。</b>
エ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

##### (3) 留意事項

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない事実が発生した場合、速やかに改善計画を市に提出した

後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

## 2 業務継続計画未策定減算（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）

### (1) 趣旨

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算されるものです。

### (2) 算定要件

以下の基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。

サービス種別	減算率
施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。

必要な措置
ア 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
イ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

### (3) 留意事項

ア 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算は適用されませんが、既に業務継続計画の策定が義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。

イ 令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではありません。

ウ 業務継続計画未策定減算については、「高齢者虐待防止措置未実施減算」や、「身体拘束廃止未実施減算」のように運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算が適用されますので、留意してください。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
施設指導担当(052-959-2592)  
居宅指導担当(052-959-3087)